

熊本県介護職員処遇改善支援補助金（介護分）交付要綱

（趣旨）

第1条 熊本県（以下「県」という。）は、「令和5年度介護職員処遇改善支援補助金 実施要綱」（令和6年1月25日付け老発0125第5号厚生労働省老健局長通知。以下「国実施要綱」という。）に基づき、介護職員の人材確保という喫緊の課題に対応するため、令和6年2月から5月までの間、介護職員に対して2%程度（月額平均6,000円相当）引き上げることを目的として、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

なお、本事業の補助額が、当該補助金の交付の決定を受けた補助申請者（以下「補助事業者」という。）が熊本県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に送付した請求情報による介護報酬総額等に基づき、国保連が算定した額とされる仕組みであることに伴い、補助金交付に係る事務の一部を国保連に委託する。

（補助の対象）

第2条 補助の対象は、国実施要綱「4（1）対象事業所」及び「6 賃金改善等の要件」のいずれも満たす介護サービス事業所等とする。

なお、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導及び介護予防福祉用具貸与並びに居宅介護支援及び介護予防支援については、本事業の対象外とする。

（補助額等）

第3条 補助額の算出方法は、国実施要綱「5 補助額」によるものとし、補助額は、令和6年2月分から5月分までについて、補助事業者が毎月国保連に送付する請求情報による介護報酬総額等に基づき、国保連が算定した額とする。

（補助金の交付対象事業者の決定等）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、介護職員改善支援補助金の交付決定及び支払に係る申請書兼請求書及び留意事項に対する同意書（様式1）（以下、「同意書」という。）、介護職員処遇改善計画書（様式2-1及び2-2）（以下、「計画書」という。）を、令和6年4月15日までに知事に提出することとする。知事は、当該計画書の内容を審査のうえ補助金を交付すべき事業者として適当と認めるときは、補助金交付対象事業者決定通知書（様式6）を申請者に交付するものとする。

2 申請者は、事業の継続を図るために、職員の賃金水準を引き下げたうえで賃金改善を行う場合は、国実施要綱7「（5）特別な事情届出書」に基づき、介護職員処遇改善支援補助金に係る特別な事情に係る届出書（様式5）を知事に提出するものとする。

3 第4条で決定された対象事業所が知事に提出した同意書をもって、第3条の規定により国保連が算定した額の交付を申請したものとする。

(変更の届出)

第5条 補助事業者は、国実施要綱7「(4) 都道府県知事への変更の届出」①～③に該当することとなった場合は、同項に基づき変更に係る届出書(様式4)を知事に提出するものとする。

(補助金の交付及び交付決定)

第6条 第3条の規定に基づき算定した補助金は、原則として、令和6年2月から4月の賃金改善に係る分は同年6月に、同年5月の賃金改善に係る分は7月に交付するものとする。

2 知事は、前項に基づく交付においては、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定したうえ、その決定の内容及びこれに付した条件を記載した交付決定通知書(様式7)を補助事業者に交付するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第13条に規定する実績報告は、介護職員処遇改善実績報告書(様式3-1及び3-2)により、令和6年11月末日までに行わなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 規則第14条に規定する補助金の額の確定通知は、交付確定通知書(様式8)により行うものとする。

(補助金の請求)

第9条 規則第16条に規定する補助金の請求は、第4条に定める同意書の提出をもって行ったものとする。

(検査及び報告等)

第10条 知事は、補助金の適正な支出のため、必要に応じて補助事業者に対し検査、報告その他必要な措置を求めることができる。補助事業者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(会計帳簿等の整備等)

第11条 補助事業者は、補助金以外の経理と明確に区分し、その収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

(その他)

第12条 その他必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。